

令和 7 年度

事業概要

福祉局

目 次

I 福祉局の概要	3
II 組織と事務分掌	5
III 令和7年度 主要事業の概要	7

I 福祉局の概要

1. 局長 八乙女 悅範

2. 局の職員数 389人

3. 令和7年度予算の概要

(1) 一般会計

(単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
16 分担金及負担金	52,110	4 民生費	185,734,095
17 使用料及手数料	200,484		
18 国庫支出金	95,945,351		
19 県支出金	32,088,139		
20 財産収入	34,504		
21 寄附金	30,750		
22 繰入金	444,325		
24 諸収入	3,662,066		
25 市債	1,256,000		
歳入合計	133,713,729	歳出合計	185,734,095

(2) 国民健康保険事業費

(単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 国民健康保険収入	146,378,166	1 国民健康保険費	146,378,166
歳入合計	146,378,166	歳出合計	146,378,166

(3) 介護保険事業費

(単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 保険料	30,263,418	1 総務費	3,855,475
2 国庫支出金	36,613,280	2 保険給付費	141,527,434
3 県支出金	21,997,965	3 地域支援事業費	10,522,769
4 支払基金交付金	40,261,136	4 基金積立金	69,162
5 繰入金	26,817,743	5 諸支出金	48,611
6 繰越金	1	6 予備費	2,000
7 諸収入	71,908		
歳入合計	156,025,451	歳出合計	156,025,451

(4) 後期高齢者医療事業費

(単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 後期高齢者 医療事業収入	50,429,935	1 後期高齢者 医療事業費	50,429,935
歳入合計	50,429,935	歳出合計	50,429,935

福祉局

政策課 <p>(1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。 (2)市民福祉の啓発に関すること。 (3)市民福祉総合計画に関すること。 (4)福祉事業の企画、開発及び推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (5)福祉施設等の整備事業及び助成の調整に関すること。</p>	高齢福祉課 <p>(1)高齢者の社会参加に関すること。 (2)戦没者遺族、戦傷病者及び引揚者等の援護に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (3)高齢者の福祉事業の総合調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (4)老人福祉施設等の整備及び認可等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (5)高齢者に対する虐待の防止及び高齢者に対する支援のための措置等に関すること。 (6)認知症に関すること。</p>
相談支援課 <p>(1)複合的な福祉課題を抱えた世帯への支援に関すること。 (2)家族のケアを行う子ども・若者の支援に関すること。 (3)ひきこもり状態にある者及びその家族等への支援に関すること。 (4)ひきこもりに関する情報発信に関すること。 (5)再犯防止・更生支援に関すること。</p>	介護保険課 <p>(1)介護保険に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (2)介護保険事業計画に関すること。 (3)福祉に資する人材の確保に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (4)介護保険システムに関すること。 (5)地域包括支援センターに関すること。 (6)あんしんすこやか窓口に関すること。 (7)地域見守り活動の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (8)介護予防ケアマネジメントに関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (9)ケアプランの適正化に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</p>
人権推進課 <p>(1)人権教育及び人権啓発に関する施策の推進、連絡及び調整に関すること。 (2)犯罪被害者等の支援に関する相談に関すること。</p>	国保年金医療課 <p>(1)国民健康保険に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (2)特定健康診査及び特定保健指導に関すること。 (3)医療費助成等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (4)後期高齢者医療制度に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (5)国民年金、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金に関すること。</p>
くらし支援課 <p>(1)生活困窮者の自立支援に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (2)本市の各区の社会福祉協議会に関すること。 (3)福祉情報システムの運用及び開発に関すること。 (4)福祉事業の企画、開発及び推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (5)福祉に資する人材の確保に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (6)自然災害による被災者の生活再建の支援及び生活再建施策に関する連絡及び調整に関すること。 (7)基幹福祉避難所及び福祉避難所に関すること。 (8)民生委員及び児童委員に関すること。 (9)地域見守り活動の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (10)生活保護に関すること。 (11)中国残留邦人等支援給付及び地域生活支援事業に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (12)保護施設の認可、指導及び監督に関すること。 (13)ホームレスの援護、保護の決定及び保護の実施に関すること。 (14)市立の保護施設及び一時宿泊施設に関すること。 (15)被保護者等緊急援護資金貸付金に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (16)低所得世帯療養資金の償還に関すること。 (17)生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による医療機関等の指定及び取消し並びに指定医療機関等の指導及び監督に関すること。 (18)行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。</p>	障害福祉課 <p>(1)障害者のスポーツの振興に関すること。 (2)障害者及び障害児の福祉事業の調査、研究及び総合調整に関すること。 (3)障害者の福祉の啓発に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (4)障害者保健福祉計画及び障害福祉計画に関すること。 (5)障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。 (6)障害者及び障害児の福祉施設に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (7)バリアフリーの推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (8)障害者の就労の促進に関すること。 (9)身体障害者福祉センターに関すること。 (10)心身障害者扶養共済制度に関すること。 (11)重度心身障害者の移動支援施策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (12)特別児童扶養手当等の支給に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (13)発達障害者及びその家族に対する専門的な相談、助言及び支援に関すること。 (14)医療、保健、福祉、教育その他これらに類するものに係る業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれらに従事する者に対する発達障害（発達障害者支援法（平成 16 年法律第</p>

[更生センター、更生援護相談所] (第 4 類事業所)

福祉局

167号) 第2条第1項に規定する発達障害をいう。)に係る情報提供及び研修に関すること。

障害者支援課

- (1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に係る障害福祉サービス等に関すること(他の所管に属するものを除く。)。
- (2)障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者等の監査及びこれに伴う指導に関すること(他の所管に属するものを除く。)。
- (3)福祉に資する人材の確保に関すること(他の所管に属するものを除く。)。
- (4)障害者の福祉施設に関すること(他の所管に属するものを除く。)。
- (5)障害者虐待の防止及び障害者の養護者に対する支援等に関すること(他の所管に属するものを除く。)。
- (6)障害者及び障害児の地域移行に関すること。
- (7)障害者及び障害児の福祉に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

障害者更生相談所(課相当の行政機関)

- (1)障害者の相談、指導及び判定に関すること(他の所管に属するものを除く。)。
- (2)身体障害者手帳及び療育手帳に関すること(他の所管に属するものを除く。)。
- (3)障害者に関する調査、研究、研修及び情報の提供に関すること。
- (4)関係機関への障害者に関する技術的援助及び助言に関すること。

監査指導部

- (1)社会福祉法人等の設立の認可等並びに社会福祉法人等及び社会福祉事業を行う施設(保護施設を除く。)の監査及び指導に関すること。
- (2)介護サービス事業者等の指定、監査及び指導等に関すること(他の所管に属するものを除く。)。
- (3)養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等に関すること。
- (4)老人福祉施設等の指導及び監督に関すること(他の所管に属するものを除く。)。
- (5)障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者等の指定、監査及び指導に関すること並びに地域生活支援事業者の認定等に関すること。(他の所管に属するものを除く。)
- (6)障害者福祉施設等(障害児入所施設を含む。)の従事者による障害児者虐待の防止等に関すること。

III 令和7年度 主要事業の概要

【高齢者の方への支援】

1. 身寄りのないシニア世代への支援

[高齢福祉課]

シニア世代の今後の人生をより豊かで充実したものにするため、財産管理や医療・介護、葬儀・遺言等、将来に向けた不安をお聞きし、公的制度や民間サービス等の必要な支援につなげる終活総合相談窓口を令和7年10月より開設します。あわせて、緊急連絡先などの情報を行政に登録できる制度を創設し、万一のときに本人の意思の実現を支援します。

2. フレイルチェックの充実

[介護保険課]

フレイルを早期に発見し、改善に繋げられるよう、全市の集団健診会場や登録薬局で実施するフレイルチェックの対象者を、国民健康保険加入者から、市民全員に拡大します。また、いつでも誰でもセルフチェックできるコンテンツをスマートこうべにおいて構築します。

3. 認知症の人にやさしいまちづくりの推進

[高齢福祉課]

認知症の早期受診を支援するための「診断助成制度」と、認知症の方が関わる事故を救済する「事故救済制度」を組み合わせた「認知症神戸モデル」を令和9年度まで継続して実施します。診断助成制度については、認知症新薬の投与可否の診断にかかる費用も引き続き助成の対象とします。事故救済制度については、これまで実施してきたGPS端末の導入支援をより活用しやすくなるよう見直すとともに、衣服等に貼り付けられる「みまもりシール」の導入により、行方不明の未然防止や行方不明時の早期発見に取り組みます。

4. 介護人材確保プロジェクト「コウベ de カイゴ」の推進

[介護保険課]

介護人材の確保・育成のために、本市が独自に設けた「神戸市高齢者介護士認定制度」の合格者に対する介護福祉士取得のためのキャリアアップ支援金を支給します。また、法人・事業所に対する支援として神戸市内の事業所が新たに正規職員を採用した場合の住宅手当の一部の補助などを実施します。そのほか、外国人介護人材確保に向けた取り組みに加え、新たにハラスメントに関する市民向けの啓発や介護サービス事業者の管理者を対象としたハラスメント対応に関する研修を行います。

【障害者の方への支援】

1. 障害福祉サービスにおける計画相談支援導入の推進

[障害者支援課]

障害者や家族の相談に応じて適切なサービス利用計画の作成を担う相談支援専門員の確保・定着に向け、人材確保に係る経費や処遇改善に係る経費について、市独自で補助を行います。

また、障害児に関する新規の計画相談支援を行った事業所に対し、市独自の支援を引き続き実施します。

2. 医療型短期入所の受け入れ体制強化

[障害者支援課]

医療的ケアを必要とする障害児者を宿泊で受け入れる短期入所事業所の体制を確保するため、受け入れを行った事業所に対し、新たに市独自で助成を行います。

加えて、保護者・介護者の急な疾病等、緊急性の高い受け入れを行った場合には、さらに上乗せして助成を行います。

3. 障害者の就労支援

[障害福祉課]

民間企業における障害者の雇用を促進するため、企業開拓を行う「障害者雇用推進員」を新たに配置し、制度周知を実施するとともに、超短時間雇用等の多様な働き方の創出に取り組みます。

また、市内5ヶ所に設置する「しごとサポート」において、ハローワーク等と連携し、相談者の障害特性を踏まえた一般就労または福祉的就労への案内、就労後の支援を行います。

4. 親なき後対策の強化

(1) 障害者にかかる見守り支援

[障害者支援課]

各区に整備した「障害者地域生活支援拠点」に配置する見守り支援員を中心として、支援を受けておらず介護のできる同居者のいない障害者の方、郵送調査で未返信だった方を対象に、訪問調査を実施するとともに、必要な方へ障害福祉サービス等の案内を行います。

(2) グループホームの整備

[障害福祉課]

障害者の地域移行を支えるグループホームについて、開設にかかる費用及び既存グループホームの重度障害者受け入れに必要な設備改修費用を市独自で補助します。また、定員数が少ない市東部における整備に対しては引き続き補助上限額を引き上げることで、地域間不均衡の是正に取り組みます。

【くらしの安心と生活困窮者への支援】

1. 食支援を通じた生活相談

[くらし支援課]

生活にお困りの方が相談窓口に繋がるきっかけづくりを目的として、食支援を通じた生活相談を実施する民間団体に対して、活動経費や公共冷蔵庫の設置費用などの運営支援を引き続き行います。

2. 生活困窮世帯の学習支援

[くらし支援課]

経済的な事情による学力格差が懸念される中学生等への支援として、市内12か所で実施している会場型の学習支援及びオンラインによる個別学習支援を引き続き実施します。

3. 若者に対する支援

[くらし支援課]

生活にお困りの若者に対し、更生センターにおいて、居室・食事の提供に加え、一般就労に従事する基礎能力の形成、就労自立に向けた支援、住居確保支援など、自立支援に向けた中長期的な伴走型支援を行う市独自事業「ここからプレイス」を引き続き行います。

また、生活の悩みを一人で抱え込んでしまう傾向にある若者を対象に、SNS 等のツールを用いて、心理的なハードルを下げた独自の相談支援を行う民間団体に対して、人材確保・育成にかかる費用を支援します。

【地域共生社会の実現に向けた取り組み】

1. 複合的な福祉課題への対応強化

(1) 再犯防止に関する取り組み

[相談支援課]

釈放・出所後、早期に適切な支援に繋げ、仕事や住居の確保により再犯を防止するため、専任のコーディネーターを引き続き配置し、刑事司法関係機関との事前の情報交換や、本人が各種窓口へ相談する際に同行する等の支援を行います。

また、保護司会に対する補助金の支出や本市職員による研修の実施、定期的な保護司会との意見交換・情報共有を通じて、引き続き地域の保護司活動への支援を行います。

(2) こども・若者ケアラーへの支援

[相談支援課]

当事者や関係者からの相談を受け、関係機関との連携、公的サービスの調整、当事者同士の交流・情報交換の場への案内等の支援を行うとともに、こども・若者ケアラーと身近で接する方々や福祉関係者の理解促進を引き続き図ります。

また、家事や育児の面で負担軽減が必要な 18 歳未満のこどもケアラーがいる世帯に対し、ヘルパーの派遣を実施します（こども家庭局予算）。

(3) ひきこもり支援の充実

[相談支援課]

ひきこもりの方やその家族が孤立することのないよう、相談員との面談や家庭訪問による支援を実施するとともに、実際の収集とバーチャル空間を活用したオンライン開催を組み合わせた居場所への参加促進や、ハローワーク等関係機関と連携した就労支援を引き続き行います。また、ひきこもりへの理解促進・相談窓口の周知を行い、早期の相談に繋げていきます。

2. 災害時要援護者支援の推進

[くらし支援課]

地域の要援護者支援団体への災害時要援護者台帳の提供を進めるとともに、当事者及びそのご家族やケアマネジャー等と連携し、個別避難計画の策定を促進します。

令和 7 年度は、要援護者の適切な支援に向けたあり方を検討します。また、もしもの場合に備え、基幹福祉避難所に新たに衛星通信回線とポータブル電源を導入するとともに、福祉避難所（社会福祉施設）における避難所の開設・運営訓練実施時における助成の拡充や、福祉避難所（地域福祉センター）への外部給電神戸モデルの導入を通じ、災害時の備えを進めます。

3. 民生委員活動への支援

[くらし支援課]

高齢者数の増加や福祉課題の複雑化により増加傾向にある民生委員の業務状況を踏まえ、実費弁償費の支援と欠員区域を補完する民生委員への実費弁償費の追加支給を引き続き行います。

また、令和7年度からタブレットを全民生委員に配布し、コミュニケーションツールの活用や、活動記録と高齢者見守り台帳のDX化を進めることで、さらなる民生委員の業務効率化・負担軽減を図ります。

4. しあわせの村の魅力向上

[政策課]

子どもから大人まですべての市民がいつでも楽しめるしあわせの村であるため、さらなる魅力の向上に取り組みます。令和7年度は利用者の実態調査を進めるとともに事業者や有識者の意見等を踏まえたうえで、村の魅力向上や持続可能な運営といった視点で今後の方向性を検討します。

5. 地域福祉ネットワーク事業の推進

[くらし支援課]

地域に出向いて、福祉課題をキャッチし、適切な支援制度・機関につなぐとともに、新たな支援ネットワークや福祉資源を創出する地域福祉ネットワーク事業を推進し、地域福祉活動を更に強化するため、各区社会福祉協議会に地域福祉ネットワーカーを2名追加配置します。